

2012年5月14日 全6頁

新旧児童手当、子ども手当と税制改正のQ&A

金融調査部 制度調査課
是枝 俊悟

所得制限は夫婦のうち年収の多い方で判定

[要約]

- 2012年3月30日に改正児童手当法が成立した。2012年4月分から子ども手当は廃止され、再び手当の名称が「児童手当」となった。2012年6月分からは児童手当に所得制限が導入される。
- 本稿では、新旧児童手当・子ども手当に関する、分かりづらい点をQ&A形式で解説する。

目次

Q1. 旧児童手当と子ども手当、新児童手当は何が違うのか？	2
Q2. 新児童手当の下では、多くの世帯で旧児童手当より手取りが増えたのか？	3
Q3. 新旧児童手当の下で、月単位で見た場合の手取り収入はどう変わるのか？	4
Q4. 新旧児童手当の所得制限は「世帯年収」で判定するのか？	5
Q5. 新児童手当の所得制限世帯への月5,000円の給付はどのような位置づけなのか？	6

Q1. 旧児童手当と子ども手当、新児童手当は何が違うのか？

A1. 対象年齢、所得制限の有無、支給額などが異なる。

○新旧児童手当、子ども手当の給付について比較した表が以下の図表1である。

○支給対象は、旧児童手当から「子ども手当」に切り替わるにあたり、支給対象が「小学校卒業まで」から「中学校卒業まで」に拡大された。新児童手当でも支給対象は中学校卒業までで変わらない。

○旧児童手当では年収860万円程度まで（配偶者を扶養し、子どもが2人いる4人世帯の場合¹⁾）の者に限り支給されていたが、子ども手当では所得制限を撤廃した。新児童手当では2012年6月から所得制限が導入され、年収960万円程度を超える世帯には「児童手当」という名称の手当は支給されなくなる。**ただし、当分の間、月5,000円の特例給付が支給される（実質的には月5,000円の児童手当が支給されるのと同等と言える）。**

○新児童手当の支給額は、中学生を除いて、いずれも「旧児童手当」プラス月5,000円となっている。なお、2010年4月～2011年9月分の「子ども手当」と比較すると、新児童手当の支給額は（特例給付を考慮しても）ほとんどのケース（3歳未満または第3子以降を除く）で減額されている。

図表1 新旧児童手当・子ども手当の制度比較

	旧児童手当	子ども手当	特別措置の子ども手当	新児童手当 (移行期間)	新児童手当
根拠法	児童手当法	2010年度(等)子ども手当法	子ども手当特別措置法	児童手当法	
時期	～2010年3月分まで	2010年4月分～2011年9月分	2011年10月分～2012年3月分	2012年4月分～5月分	2012年6月分～
実際の支給時期	毎年2・6・10月に前月分までの4か月分を支給				
支給対象の児童(子ども)	小学校卒業まで	中学校卒業まで			
所得制限	所得制限あり 所得制限:年収860万円程度 (配偶者を扶養し、子どもが2人いる4人世帯の場合)	所得制限なし			所得制限あり 所得制限:年収960万円程度 (配偶者を扶養し、子どもが2人いる4人世帯の場合)
児童(子ども)1人あたりの支給額	【所得制限にならない世帯】 3歳未満→月1万円 3歳以上小学校卒業まで→原則月0.5万円 (第3子以降は月1万円) 【所得制限になる世帯】 支給なし	一律月1.3万円	3歳未満→月1.5万円 3歳以上小学校卒業まで→原則月1万円 (第3子以降は月1.5万円) 中学生→月1万円	【所得制限にならない世帯】 3歳未満→月1.5万円 3歳以上小学校卒業まで→原則月1万円 (第3子以降は月1.5万円) 中学生→月1万円 【所得制限になる世帯】 特例給付として、当分の間、月0.5万円を支給	
総支給額(年間換算)	約1兆円	約2.7兆円(注)	約2.5兆円(注)	約2.2～約2.3兆円	

(注) 手当の支給を同じ金額で1年間行ったと仮定した場合(平年度)の総支給額である。

(出所) 法令等をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

¹⁾ 旧児童手当の下では、厚生年金または共済年金の被保険者であるか、国民年金第1号被保険者等であるかも所得制限の金額に影響を与えた。ここでは、厚生年金または共済年金の被保険者である場合の金額を示した。この点については、Q3で後述する。

Q2. 新児童手当の下では、多くの世帯で旧児童手当より手取りが増えたのか？

A2. いいえ。税制改正を考慮すると、多くの世帯では、旧児童手当と新児童手当の下での手取り額は同程度である。比較的所得の多い世帯では大きなマイナスになっている。

- 旧児童手当から子ども手当に切り替える際に、税制改正が行われ、年少扶養控除の廃止が決定された。実際の廃止時期は、所得税については2011年1月、住民税については2012年6月である。
- 年少扶養控除とは、16歳未満の子どもを扶養している納税者に対して与えられる税制上のメリットである。16歳未満の子ども1人につき、所得税では38万円、住民税では33万円分を所得から差引いて（所得控除して）税額を計算する。
- 所得税は年収が高い者ほど税率が高くなる（最低5%～最高40%）ため、年少扶養控除によって「所得を差引く」ことによるメリットは年収が高い者ほど大きくなる。住民税は一律税率10%なので、非課税の者を除いては、低所得者も高所得者も、年少扶養控除によって税額が減る効果は、一律3.3万円（33万円×税率10%）である。
- 年少扶養控除が廃止されると、年収が高い者ほど所得税の増加額が多くなり、住民税は子ども1人あたり一律年3.3万円税額が増える。
- これらを考慮し、旧児童手当の下と新児童手当の下で、家計の手取り収入がどのように変化したかを大和総研が試算し、年収別に示した表が、以下の図表2である。
- なお、年収500万円で①3歳未満または②3歳以上小学生以下の子どもが1人いる世帯の手取り収入の変化については、大和総研の試算では「プラス8,000円」となっているが、前提条件によってはマイナスとなる試算結果もある。旧制度と比べてプラスになったかマイナスになったかの境目となる年収は、試算の前提条件（社会保険料率を何%にするかなど）により異なってくる。
- 新児童手当が支給される多くの世帯は、子どもの年齢としては①3歳未満または②3歳以上小学生以下、年収300万円～700万円程度に該当する。これらの世帯では、年間の手取り収入の変化は、子ども1人あたりプラスマイナス1万円程度である。多くの世帯にとって、新児童手当と旧児童手当では、家計の手取り収入はほぼ変わらないといえる。
- 一方、年収1,000万円・年収1,500万円など比較的所得の多い世帯では、年少扶養控除廃止によるデメリットが大きいため、家計の手取り収入が大きく減る。

図表2 旧児童手当と比較した、新児童手当の下での家計の手取り収入の変化

年額、単位：円	世帯年収				
	300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,500万円
手当の金額(子ども1人あたり)	月1万円(3歳未満は月1.5万円)			月0.5万円	月0.5万円
① 3歳未満	8,000	8,000	-11,700	-49,000	-98,400
② 3歳以上小学生以下	8,000	8,000	-11,700	-49,000	-98,400
③ 中学生	68,000	68,000	48,300	-49,000	-98,400

(注) 夫婦のうちいずれかが働き、子どもが1人いる世帯。標準的な社会保険に加入。社会保険料率は2010年度の水準で固定して分析した。生命保険料控除は5万円を適用した。所得制限世帯(年収1,000万円・年収1,500万円の世帯)の月0.5万円の給付は「当分の間」の特例給付である。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課試算

Q3. 新旧児童手当の下で、月単位で見た場合の手取り収入はどう変わるのか？

A3. 新児童手当の枠組みでは、旧児童手当と比べ、支給月（2・6・10月）の手取り収入は増え、支給月以外の手取り収入は減っている。

○多くの世帯にとって、旧児童手当と新児童手当では、年間ではほぼ同じ手取り収入になることをQ2で説明した。しかし、月単位で見た家計の手取り収入は、旧児童手当と新児童手当で大きく異なる。所得税・住民税は毎月の給与から天引きされる一方で、児童手当の支給は4ヵ月に一度であるためである。

○下の図表3は、世帯年収が500万円で、夫婦のうちいずれかが働き、3歳以上小学生以下の子どもが2人いる4人世帯を例に、旧児童手当下の子育て支援の実質額（所得税・住民税については、年少扶養控除により実質的に税負担が軽減される額）と、新児童手当の支給額を月ごとに比較したものである。

○新児童手当の下では、年間合計での手取り収入の増加は1万6,000円に留まる。しかし、月ごとにみると、児童手当の支給月の2・6・10月の手取り収入は3万1,333円増加している一方で、児童手当の支給月以外の手取り収入は8,667円減少していることが分かる。

○新児童手当の下では、2・6・10月とそれ以外の月で、手取り収入が大きく変わってくることになる。家計としては、この点に留意して年間の生活費や教育費などの計画を立てるべきである。

図表3 月別に見た、旧児童手当と新児童手当の下での家計の手取り収入の変化

単位：円	旧児童手当下の子育て支援の実質額				新児童手当 (②)	差額 (②-①)
	旧児童手当	所得税	住民税	合計(①)		
1月	0	3,167	5,500	8,667	0	-8,667
2月	40,000	3,167	5,500	48,667	80,000	31,333
3月	0	3,167	5,500	8,667	0	-8,667
4月	0	3,167	5,500	8,667	0	-8,667
5月	0	3,167	5,500	8,667	0	-8,667
6月	40,000	3,167	5,500	48,667	80,000	31,333
7月	0	3,167	5,500	8,667	0	-8,667
8月	0	3,167	5,500	8,667	0	-8,667
9月	0	3,167	5,500	8,667	0	-8,667
10月	40,000	3,167	5,500	48,667	80,000	31,333
11月	0	3,167	5,500	8,667	0	-8,667
12月	0	3,167	5,500	8,667	0	-8,667
年間合計	120,000	38,000	66,000	224,000	240,000	16,000

(注1) 世帯年収500万円、夫婦のうちいずれかが働き3歳以上小学生以下の子どもが2人いる4人世帯の例である。

(注2) 所得税・住民税の各月の軽減額については、概算である。実際の軽減額は、所得税法別表による。

(注3) 円未満を四捨五入したため、各月の合計と「合計」欄の金額が一致しないことがある。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課試算

Q4. 新旧児童手当の所得制限は「世帯年収」で判定するのか？

A4. いいえ。新旧児童手当ともに、所得制限に該当するかは個人単位の収入で判定する（夫婦で合算しない）。夫婦共働きの場合は、夫婦のうち年収の多い方の収入で判定する。

- 旧児童手当には所得制限があった。また、新児童手当にも所得制限が設けられる。
- 旧児童手当は、原則として「父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者」に支給された（児童手当法・旧4条²⁾。すなわち、夫婦のうち年収の高い方に支給される。新児童手当は養護施設に入所している児童に関する給付などについて整備が行われているが、この考え方は変わっていない（児童手当法・新4条）。
- 夫婦のうち年収の高い方の所得（地方税法上の総所得金額等の金額、図表4の注2参照）が一定額以上の場合は、旧児童手当も新児童手当も支給されない（児童手当法・新旧5条）。
- 新旧児童手当が支給される基準は、図表4の通りである。旧児童手当に比べ、給与所得のみの場合の年収に換算して100万円ずつ基準が切り上がっている（支給対象が広がっている）。
- 新児童手当では、例えば、夫婦のうちいずれかが働き、子どもが2人いる世帯においては、「総所得金額等」が給与所得のみであれば、「扶養親族等」は3人（子ども2人+配偶者）であるので、年収959万円以下であれば新児童手当が支給され、年収960万円以上では支給されない（特例給付が行われる）。
- 「世帯単位」ではなく「個人単位」で判定を行うため、例えば夫婦子ども2人の世帯で、片働きで年収1,000万円の場合は新児童手当が支給されず（特例給付の対象となる）、共働きで世帯年収1,600万円（夫婦ともに年収800万円）の場合は新児童手当が支給されるという逆転現象が生じる。

図表4 新旧児童手当が支給される基準（年収換算は1万円単位で計算した）

扶養親族等の 人数(注1)	旧児童手当(厚生年金・共済年金の場合)		新児童手当	
	総所得金額等 (注2)	給与所得のみの場合 年収換算	総所得金額等 (注2)	給与所得のみの場合 年収換算
1人	578万円未満	775万円以下	668万円未満	875万円以下
2人	616万円未満	817万円以下	706万円未満	917万円以下
3人	654万円未満	859万円以下	744万円未満	959万円以下
4人	692万円未満	902万円以下	782万円未満	1,002万円以下

(注1) 配偶者控除を適用している配偶者も「扶養親族等」の人数に数える。

(注2) 総所得金額等とは、「総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得金額、土地等に係る短期譲渡所得金額、土地等に係る長期譲渡所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、条約適用利子の額、条約適用配当の額」の合計額である（児童手当法施行令・新旧3条）。

(注3) この表の旧児童手当の所得制限基準は、夫婦のうち年収の多い者が厚生年金または共済年金の被保険者である場合の基準である（国民年金第1号被保険者の場合は、所得制限の基準金額がこれより低かった）。新児童手当においては、加入している年金制度による所得制限の違いはない。

(出所) 法令等をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

²⁾ 2012年3月の法改正前の児童手当法（施行令）を旧〇条、改正後の児童手当法〇条を新〇条とする。改正の前後において共通する場合は、新旧〇条とする。

Q5. 新児童手当の高所得世帯への月 5,000 円の給付はどのような位置づけなのか？

A5. 児童手当法附則による「当分の間」の「特例給付」という位置づけ。すぐに見直される可能性もあるし、長期にわたり存続する可能性もある。

- 新児童手当では、所得制限により「児童手当」が支給されない世帯に対して「特例給付」が行われる（児童手当法・新附則 2 条）。
- 特例給付の額は、中学校卒業まで、子ども 1 人あたり一律月 5,000 円である。
- 厚生労働省は、この「特例給付」は児童手当そのものではなく、年少扶養控除廃止などの経緯を踏まえた特例の給付という位置づけとしている模様である。
- 今回の児童手当法の改正法の附則 2 条には、「政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする」と記載された。
- 児童手当および年少扶養控除のあり方を今後検討し、見直す旨が記載されているが、今後どうなるかは分からない。「当分の間」とされた法律上の措置には、1～2 年で見直されたものもあれば、10 年以上にわたって存続した（している）ものもある。